

日本学術会議

「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート

結果報告

2018年9月22日 学術フォーラム
日本学術会議科学者委員会

1. はじめに

日本学術会議科学者委員会は、日本学術会議声明「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年3月24日。以下、「声明」という)の発出から約1年が経過した2018年2月から3月の時期に、①「声明」についての大学等研究機関の受けとめ、および、②軍事的安全保障研究に関する各研究機関の対応の実状を明らかにする目的で、アンケート調査を実施した。本報告は、その主な調査項目についての集計結果をまとめたものである。

2. 調査の概要

調査名	日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」についてのアンケート
調査実施時期	2018年2月9日～同3月20日 ※当初の回答期限は2018年3月9日としていたが、以後も引き続き回答が届いたことから期間を延長し、3月20日に最終的に回答を締め切った。
調査実施主体	日本学術会議科学者委員会
調査対象	全国の国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、民間の独立の研究機関のうち、①科研費の交付金額の多い上位150位までの大学・研究機関、②①以外のすべての国立大学、③①以外のすべての国立研究開発法人、合計183機関(内訳は下記)。 ※国の行政機関および企業の中に設置されている研究機関は対象外。
調査方法	上記の調査対象機関に対して郵送にて調査協力依頼を行ったうえで、回答は、各機関が、内閣府・共通意見等登録システム(Nopi)上に開設した回答画面に入力する方法で実施(不正アクセスやなりすまし等を防止するため、調査対象機関には、個別にパスワードを発行)。

有効回答数および回収率

	調査対象機関数	回答機関数	回収率(%)
国公立大学	99	85	85.9
私立大学	44	31	70.5
大学共同利用機関	9	6	66.6
国立研究開発法人等(注)	31(27)	13(12)	41.9
合計	183	135	73.8

(注) 国立研究開発法人等には、国立研究開発法人のほか、その他の国の研究所、自治体の研究所を含む。()内の数字は国立研究開発法人の数(内数)。

3. 調査結果の概要

《凡例》

1. 以下、各設問の回答について、(a)回答機関を「国公立大学」「私立大学」「大学共同利用機関」「国立研究開発法人等」の4カテゴリーに分類した基本集計、(b)研究大学（暫定的に「RU11」の区分を採用）を独立させた集計、(c)防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の採択実績の有無別の集計の順に表を掲げる。（例）表 I (a)、表 I (b)、表 I (c)
2. 以下において「国立研究開発法人等」は、国立研究開発法人（12 機関）および自治体の研究所（1 機関）を指す。
3. (b)表において「研究大学（RU11）」は、「学術研究懇談会（Research University 11）」を構成する北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京工業大学、早稲田大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の 11 大学のうち、本アンケートに回答した 10 大学を指す。「それ以外の国公立大学」「それ以外の私立大学」は、研究大学（RU11）の 10 大学以外の国公立大学、私立大学を指す。
4. (c)表において「採択実績あり」「採択実績なし」は、2015 年度から 2017 年度の期間に、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に、研究代表者所属機関または研究分担機関として応募し採択された実績の有無を指す。
5. 表の上段は実数、下段は比率（%）。
6. 自由回答質問は原則として省略。ただし、総括的・総論的な意見や考え方を尋ねた末尾の「V」の回答は、回答機関が特定できないように匿名処理の上掲載（匿名処理の一環として表現を一部変えた箇所がある）。

I 貴研究機関には、現在、「軍事的安全保障研究」(あるいは一般的に、軍事や平和に関する事項と研究・教育との関係)について、何らかの基本原則(憲章等)、方針(ガイドライン)、規則、申し合わせ等がありますか。(単一回答)

表 I (a) 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無 (基本集計)

	1 ある	2 ない	3 検討中 である	無回答	合計
国公立大学	35 41.2%	32 37.6%	18 21.2%	0 0.0%	85 100.0%
私立大学	16 51.6%	8 25.8%	7 22.6%	0 0.0%	31 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	59 43.7%	51 37.8%	25 18.5%	0 0.0%	135 100.0%

表 I (b) 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無 (研究大学独立集計)

	1 ある	2 ない	3 検討中 である	無回答	合計
研究大学 (RU11)	6 60.0%	0 0.0%	4 40.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立大学	31 40.3%	32 41.6%	14 18.2%	0 0.0%	77 100.0%
それ以外の私立大学	14 48.3%	8 27.6%	7 24.1%	0 0.0%	29 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	59 (43.7%)	51 (37.8%)	25 (18.5%)	0 (0.0%)	135 (100.0%)

表 I (c) 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等の有無
(「推進制度」採択実績の有無別集計)

	1 ある	2 ない	3 検討中 である	無回答	合計
採択実績あり	9 90.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択実績なし	50 40.0%	51 40.8%	24 19.2%	0 0.0%	125 100.0%
合計	59 43.7%	51 37.8%	25 18.5%	0 0.0%	135 100.0%

【Iで「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等ができたのはいつですか。（西暦）____年__月

※ それらの基本原則、方針、規則、申し合わせ等が長年の慣行としてできたもので、具体的な時期を特定しにくい場合は、記入しなくても結構です。

表I 付問1 軍事的安全保障研究に関する基本原則・方針等が設けられた時期

〔集計方針〕

- 複数の時期が回答されている場合、あげられているなかで最も早い時期を集計。
- 決定時期と施行時期が併記されている場合、決定時期を集計。
- 制定時期と改正時期が併記されている場合、制定時期を集計。
- 2つ以上の機関が同じ年月を回答している場合は、*印の数で回答機関数を示す（無印はその年月を回答した機関が1つ、**は2つ、***は3つ、…）。

1965年1月	2015年10月
1967年6月	2016年12月 **
1985年5月	2017年1月
1990年5月	2017年2月
1995年10月	2017年4月 **
2003年3月	2017年5月 ****
2004年4月	(うち2件は同じ上位組織で決定)
2004年10月	2017年6月 ***
2005年4月	2017年7月 ***
2006年1月	2017年9月 **
2006年7月	2017年10月
2006年10月	2017年11月
2007年10月	2018年1月
2008年11月	2018年2月
2012年6月	2018年3月
2015年3月	
2015年4月	
2015年7月	
2015年8月	
2015年9月	
2016年3月 **	
2016年4月 **	
2016年5月	
2016年6月	

声明前	31 (1965年1月～2017年2月)
声明後	19 (2017年4月～)
合計	50

付問2 その基本原則（憲章等）、方針（ガイドライン）、規則、申し合わせ等の内容をお書きください。

〔省略〕

【Iで「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 検討中の内容について、お差し支えない範囲でお書きください。

〔省略〕

Ⅱ 貴研究機関における「声明」への対応の状況についてお尋ねします。

Ⅱ-1 貴研究機関では、「声明」についてどのような対応を行いましたか。(複数回答)

表Ⅱ-1 (a) 「声明」への対応 (基本集計)

	1 執行部 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	2 評議 会・理事会 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	3 「声明」 について の独自の 検討組織 (WG等) を設置し た	4 部局・ 部門等に 「声明」 のことを 周知した	5 その他 の対応を 行った	6 とくに 対応は行 っていない
国公立大学 (n=85)	44 51.8%	27 31.8%	13 15.3%	18 21.2%	10 11.8%	21 24.7%
私立大学 (n=31)	12 38.7%	3 9.7%	1 3.2%	11 35.5%	9 29.0%	7 22.6%
大学共同利用機関 (n=6)	4 66.7%	3 50.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%
国立研究開発法人等 (n=13)	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	1 7.7%	10 76.9%
合計 (n=135)	61 45.2%	33 24.4%	17 12.6%	34 25.2%	20 14.8%	40 29.6%

表Ⅱ-1 (b) 「声明」への対応 (研究大学独立集計)

	1 執行部 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	2 評議 会・理事会 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	3 「声明」 について の独自の 検討組織 (WG等) を設置し た	4 部局・ 部門等に 「声明」 のことを 周知した	5 その他 の対応を 行った	6 とくに 対応は行 っていない
研究大学 (RU11) (n=10)	6 60.0%	3 30.0%	4 40.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%
それ以外の国公立大 学 (n=77)	40 51.9%	25 32.5%	9 11.7%	17 22.1%	8 10.4%	19 24.7%
それ以外の私立大学 (n=29)	10 34.5%	2 6.9%	1 3.4%	11 37.9%	9 31.0%	7 24.1%
大学共同利用機関 (n=6)	4 66.7%	3 50.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%
国立研究開発法人等 (n=13)	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	1 7.7%	10 76.9%
合計 (n=135)	61 45.2%	33 24.4%	17 12.6%	34 25.2%	20 14.8%	40 29.6%

表Ⅱ-1(c) 「声明」への対応（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 執行部 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	2 評議 会・理事会 レベルで、 「声明」に ついて報 告または 審議を行 った	3 「声明」 について の独自の 検討組織 (WG等) を設置し た	4 部局・ 部門等に 「声明」 のことを 周知した	5 その他 の対応を 行った	6 とくに 対応は行 っていない
採択実績あり (n=10)	3 30.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	3 30.0%
採択実績なし (n=125)	58 46.4%	31 24.8%	15 12.0%	31 24.8%	19 15.2%	37 29.6%
合計 (n=135)	61 45.2%	33 24.4%	17 12.6%	34 25.2%	20 14.8%	40 29.6%

上記（Ⅱ-1）で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

上記（Ⅱ-1）で「5」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

Ⅱ-2 「声明」は「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」と提言しています。貴研究機関では、この提言をうけて、何らかの審査制度を設けたり検討したりしていますか。(単一回答)

表Ⅱ-2 (a) 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無 (基本集計)

	1 「声明」 が出される 前から、同 種の審査制 度を設けて いた	2 「声明」 をきっかけ に、新たに 審査制度を 設けた	3 「声明」 をきっかけ に、新たに 審査制度を 設けるかど うかを検討 中	4 審査 制度につ いてとく に検討し ていない	無回答	合計
国公立大学	6 7.1%	13 15.3%	34 40.0%	32 37.6%	0 0.0%	85 100.0%
私立大学	8 25.8%	1 3.2%	9 29.0%	13 41.9%	0 0.0%	31 100.0%
大学共同利用機関	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法 人等	3 23.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 69.2%	1 7.7%	13 100.0%
合計	18 13.3%	17 12.6%	44 32.6%	55 40.7%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅱ-2 (b) 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無 (研究大学独立集計)

	1 「声明」 が出される 前から、同種 の審査制度 を設けてい た	2 「声明」 をきっかけ に、新たに審 査制度を設 けた	3 「声明」 をきっかけ に、新たに審 査制度を設 けるかどう かを検討中	4 審査 制度につ いてとく に検討し ていない	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 40.0%	0 0.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立 大学	4 5.2%	13 16.9%	29 37.7%	31 40.3%	0 0.0%	77 100.0%
それ以外の私立大 学	6 20.7%	1 3.4%	9 31.0%	13 44.8%	0 0.0%	29 100.0%
大学共同利用機関	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人 等	3 23.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 69.2%	1 7.7%	13 100.0%
合計	18 13.3%	17 12.6%	44 32.6%	55 40.7%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅱ-2(c) 軍事的安全保障研究についての審査制度の有無
 (「推進制度」採択実績の有無別集計)

	1 「声明」 が出される 前から、同種 の審査制度 を設けてい た	2 「声明」 をきっかけ に、新たに審 査制度を設 けた	3 「声明」 をきっかけ に、新たに審 査制度を設 けるかどう かを検討中	4 審査 制度につ いてとく に検討し ていない	無回答	合計
採択実績あり	5 50.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択実績なし	13 10.4%	16 12.8%	42 33.6%	53 42.4%	1 0.8%	125 100.0%
合計	18 13.3%	17 12.6%	44 32.6%	55 40.7%	1 0.7%	135 100.0%

【Ⅱ-2で「1」または「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その審査制度が設けられたのはいつですか。(西暦) _____年____月

表Ⅱ-2付問1 軍事的安全保障研究についての審査制度が設けられた時期

○ 2つ以上の機関が同じ年月を回答している場合は、*印の数で回答機関数を示す(無印はその年月を回答した機関が1つ、**は2つ)。

1967年6月	2017年4月 **
1971年5月	2017年5月 **
1987年1月	2017年6月
1990年5月	2017年7月 **
1992年3月	2017年8月
2004年4月 **	2017年9月 **
2005年4月	2017年10月
2010年4月	2018年1月
2015年3月	2018年2月 ***
2015年6月	2018年3月
2015年8月	
2016年3月	
2016年5月	
2016年6月	
2017年1月	
2017年3月 **	

声明前	18	(1967年6月～2017年3月)
声明後	16	(2017年4月～)
合計	34	

付問2 その審査制度の内容をお書きください。

[省略]

【Ⅱ-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(単一回答)

表Ⅱ-2付問3(a) 軍事的安全保障研究についての審査制度の検討の
結論を得る時期の見通し(基本集計)

	1 具体的な 見通しが立っ ている	2 具体的な 見通しが立っ ていない	無回答	合計
国公立大学	9 26.5%	25 73.5%	0 0.0%	34 100.0%
私立大学	1 11.1%	8 88.9%	0 0.0%	9 100.0%
大学共同利用機関	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	11 25.0%	33 75.0%	0 0.0%	44 100.0%

表Ⅱ-2付問3(b) 軍事的安全保障研究についての審査制度の検討の
結論を得る時期の見通し(研究大学独立集計)

	1 具体的な 見通しが立っ ている	2 具体的な 見通しが立っ ていない	無回答	合計
研究大学(RU11)	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
それ以外の国公立大学	6 20.7%	23 79.3%	0 0.0%	29 100.0%
それ以外の私立大学	1 11.1%	8 88.9%	0 0.0%	9 100.0%
大学共同利用機関	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	11 25.0%	33 75.0%	0 0.0%	44 100.0%

表Ⅱ-2付問3(c) 軍事的安全保障研究についての審査制度の検討の
結論を得る時期の見通し（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 具体的な 見通しが立っ ている	2 具体的な 見通しが立っ ていない	無回答	合計
採択実績あり	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
採択実績なし	10 23.8%	32 76.2%	0 0.0%	42 100.0%
合計	11 25.0%	33 75.0%	0 0.0%	44 100.0%

上記（Ⅱ-2付問3）で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。
（西暦）_____年___月頃

○ 2つ以上の機関が同じ年月を回答している場合は、*印の数で回答機関数を示す（無印はその年月を回答した機関が1つ、***は3つ、*****は5つ）。

2018年3月頃 *****
2018年4月頃 ***
2018年8月頃
2018年10月頃
2018年12月頃

上記（Ⅱ-2付問3）で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、
具体的な時期の見通しが立っていない理由をお書きください。
〔省略〕

【Ⅱ-2で「4」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表Ⅱ-2 付問4 (a) 軍事的安全保障研究についての審査制度を
検討していない理由 (基本集計)

	1 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は一切認めない方針であるため	2 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どないため	3 その他の理由で検討していない
国公立大学 (n=32)	6 18.8%	15 46.9%	11 34.4%
私立大学 (n=13)	2 15.4%	6 46.2%	5 38.5%
大学共同利用機関 (n=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	2 22.2%	5 55.6%	2 22.2%
合計 (n=55)	10 18.2%	27 49.1%	18 32.7%

表Ⅱ-2 付問4 (b) 軍事的安全保障研究についての審査制度を
検討していない理由 (研究大学独立集計)

	1 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は一切認めない方針であるため	2 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どないため	3 その他の理由で検討していない
研究大学 (RU11) (n=1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
それ以外の国公立大学 (n=31)	6 19.4%	15 48.4%	10 32.3%
それ以外の私立大学 (n=13)	2 15.4%	6 46.2%	5 38.5%
大学共同利用機関 (n=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	2 22.2%	5 55.6%	2 22.2%
合計 (n=55)	10 18.2%	27 49.1%	18 32.7%

表Ⅱ-2 付問4(c) 軍事的安全保障研究についての審査制度を
検討していない理由（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は一切認めない方針であるため	2 軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究が行われる可能性は殆どないため	3 その他の理由で検討していない
採択実績あり (n=2)	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
採択実績なし (n=53)	10 18.9%	27 50.9%	16 30.2%
合計 (n=55)	10 18.2%	27 49.1%	18 32.7%

上記（付問4）で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。
〔省略〕

Ⅲ 防衛装備庁が2015年度から開始した「安全保障技術研究推進制度」についての、貴研究機関の対応をお尋ねします。

Ⅲ-1 貴研究機関では、これまで、「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがありますか。(単一回答)

※ 貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関の応募に研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。

表Ⅲ-1 (a) 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことの有無(基本集計)

	1 ある	2 ない	3 わからない	無回答	合計
国公立大学	19 22.4%	64 75.3%	1 1.2%	1 1.2%	85 100.0%
私立大学	7 22.6%	23 74.2%	1 3.2%	0 0.0%	31 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	30 22.2%	102 75.5%	2 1.5%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅲ-1 (b) 「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことの有無(研究大学独立集計)

	1 ある	2 ない	3 わからない	無回答	合計
研究大学(RU11)	4 40.0%	6 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立大学	16 20.8%	59 76.6%	1 1.3%	1 1.3%	77 100.0%
それ以外の私立大学	6 20.7%	22 75.9%	1 3.4%	0 0.0%	29 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	30 22.2%	102 75.6%	2 1.5%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅲ-1(c) 「安全保障技術研究推進制度」への応募を
 認めたことの有無（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 ある	2 ない	3 わから ない	無回答	合計
採択あり	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択なし	20 16.0%	102 81.6%	2 1.6%	1 0.8%	125 100.0%
合計	30 22.2%	102 75.6%	2 1.5%	1 0.7%	135 100.0%

Ⅲ-2 貴研究機関では、「安全保障技術研究推進制度」への応募に関して何らかの方針（ガイドライン）や審査手続等を設けていますか。（単一回答）

表Ⅲ-2 (a) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続の有無（基本集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審査手 続等があ る	2 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中で ある	3 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
国公立大学	24 28.2%	23 27.1%	26 30.6%	12 14.1%	0 0.0%	85 100.0%
私立大学	14 45.2%	7 22.6%	4 12.9%	5 16.1%	1 3.2%	31 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	0 0.0%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	46 34.1%	30 22.2%	41 30.4%	17 12.6%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅲ-2 (b) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続の有無（研究大学独立集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審査手 続等があ る	2 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中で ある	3 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 40.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立大 学	22 28.6%	18 23.4%	25 32.5%	12 15.6%	0 0.0%	77 100.0%
それ以外の私立大学	12 41.4%	7 24.1%	4 13.8%	5 17.2%	1 3.4%	29 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	4 30.8%	0 0.0%	9 69.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	46 34.0%	30 22.2%	41 30.4%	17 12.6%	1 0.7%	135 100.0%

表Ⅲ-2(c) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続の有無（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審査手 続等があ る	2 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中で ある	3 方針 (ガイド ライン)や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
採択実績あり	7 70.0%	2 20.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択実績なし	39 31.2%	28 22.4%	41 32.8%	16 12.8%	1 0.8%	125 100.0%
合計	46 34.1%	30 22.2%	41 30.4%	17 12.6%	1 0.7%	135 100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

【Ⅲ-2で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その方針（ガイドライン）や審査手続等の内容をお書きください。

〔省略〕

付問2 その方針（ガイドライン）や審査手続等は「声明」が出される前から設けていたものですか、それとも「声明」をきっかけに新たに設けたものですか。（単一回答）

表Ⅲ-2 付問2 (a) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続を設けた時期（基本集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
国公立大学	7 29.2%	1 4.2%	16 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
私立大学	9 64.3%	0 0.0%	4 28.6%	1 7.1%	0 0.0%	14 100.0%
大学共同利用機関	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
国立研究開発法人等	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
合計	21 45.7%	1 2.2%	23 50.0%	1 2.2%	0 0.0%	46 100.0%

表Ⅲ-2付問2(b) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続を設けた時期（研究大学独立集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
それ以外の国公立大学	5 22.7%	1 4.5%	16 72.7%	0 0.0%	0 0.0%	22 100.0%
それ以外の私立大学	7 58.3%	0 0.0%	4 33.3%	1 8.3%	0 0.0%	12 100.0%
大学共同利用機関	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
国立研究開発法人等	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
合計	21 45.7%	1 2.2%	23 50.0%	1 2.2%	0 0.0%	46 100.0%

表Ⅲ-2付問2(c) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する
方針・審査手続を設けた時期（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
採択実績あり	5 71.4%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
採択実績なし	16 41.0%	1 2.6%	21 53.8%	1 2.6%	0 0.0%	39 100.0%
合計	21 45.7%	1 2.2%	23 50.0%	1 2.2%	0 0.0%	46 100.0%

上記（付問2）で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

【Ⅲ-2で「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(単一回答)

表Ⅲ-2 付問3 (a) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の検討の結論を得る時期の見通し(基本集計)

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
国公立大学	7 30.4%	16 69.6%	0 0.0%	23 100.0%
私立大学	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	7 23.3%	23 76.7%	0 0.0%	30 100.0%

表Ⅲ-2 付問3 (b) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の検討の結論を得る時期の見通し(研究大学独立集計)

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
研究大学(RU11)	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
それ以外の国公立大学	4 22.2%	14 77.8%	0 0.0%	18 100.0%
それ以外の私立大学	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	7 23.3%	23 76.7%	0 0.0%	30 100.0%

表Ⅲ-2 付問3(c) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続の検討の結論を得る時期の見通し（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
採択実績あり	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
採択実績なし	7 25.0%	21 75.0%	0 0.0%	28 100.0%
合計	7 23.3%	23 76.7%	0 0.0%	30 100.0%

上記（Ⅲ-2 付問3）で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。
（西暦） _____ 年 ____ 月頃

○ 2つ以上の機関が同じ年月を回答している場合は、*印の数で回答機関数を示す（無印はその年月を回答した機関が1つ、*****は5つ）。

2017年2月頃（誤回答の可能性）
2018年3月頃 *****
2018年8月頃
2018年10月頃

上記（Ⅲ-2 付問3）で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、具体的な時期の見通しが立っていない理由をお書きください。

〔省略〕

【Ⅲ-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表Ⅲ-2 付問4 (a) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続を検討していない理由 (基本集計)

	1 本研究機関では「安全保障技術研究推進制度」に応募する可能性は殆どないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	2 「安全保障技術研究推進制度」は制度として何の問題もないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
国公立大学 (n=26)	19 73.1%	0 0.0%	7 26.9%
私立大学 (n=4)	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%
大学共同利用機関 (n=2)	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	7 77.8%	1 11.1%	1 11.1%
合計 (n=41)	30 73.2%	1 2.4%	10 24.4%

表Ⅲ-2 付問4 (b) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続を検討していない理由 (研究大学独立集計)

	1 本研究機関では「安全保障技術研究推進制度」に応募する可能性は殆どないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	2 「安全保障技術研究推進制度」は制度として何の問題もないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
研究大学 (RU11) (n=1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
それ以外の国公立大学 (n=25)	19 76.0%	0 0.0%	6 24.0%
それ以外の私立大学 (n=4)	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%
大学共同利用機関 (n=2)	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
国立研究開発法人等 (n=9)	7 77.8%	1 11.1%	1 11.1%
合計 (n=41)	30 73.2%	1 2.4%	10 24.4%

表Ⅲ-2 付問4(c) 「安全保障技術研究推進制度」応募に関する方針・審査手続を
検討していない理由（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 本研究機関では「安全保障技術研究推進制度」に応募する可能性は殆どないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	2 「安全保障技術研究推進制度」は制度として何の問題もないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
採択実績あり (n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
採択実績なし (n=41)	30 73.2%	1 2.4%	10 24.4%
合計 (n=41)	30 73.2%	1 2.4%	10 24.4%

上記で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。
〔省略〕

IV 「安全保障技術研究推進制度」以外の、防衛省や防衛装備庁との研究協力（以下、「その他の防衛省等との研究協力」）についての、貴研究機関の対応をお尋ねします。

IV-1 貴研究機関では、最近 10 年間に「その他の防衛省等との研究協力」が実施されたことはありますか。（単一回答）

- ※ ここで「研究協力」とは、防衛省や防衛装備庁との共同研究、受託研究、調査・研究役務の引き受け、シンポジウム、防衛装備品の技術水準の審査等に関わる委員への就任等、広くお考えください。
- ※ 研究プロジェクトの場合、貴機関の研究者が研究代表者である場合のほか、他機関が行う研究協力を研究分担者として参加する場合も含めてお答えください。

表IV-1 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」の実施の有無（基本集計）

	1 ある	2 ない	3 研究機関への届出や報告を求めているため、わからない	4 その他の理由でわからない	無回答	合計
国公立大学	13 15.3%	56 65.9%	11 12.9%	5 5.9%	0 0.0%	85 100.0%
私立大学	4 12.9%	21 67.7%	3 9.7%	3 9.7%	0 0.0%	31 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	5 38.5%	6 46.2%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%
合計	26 19.3%	85 63.0%	15 11.1%	9 6.7%	0 0.0%	135 100.0%

表IV-1 (b) 「その他の防衛省等との研究協力」の実施の有無（研究大学独立集計）

	1 ある	2 ない	3 研究機 関への届 出や報告 を求めて いないた め、わか らない	4 その 他の理 由でわ からな い	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 40.0%	4 40.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立大学	10 13.0%	53 68.8%	10 13.0%	4 5.2%	0 0.0%	77 100.0%
それ以外の私立大学	3 10.3%	20 69.0%	3 10.3%	3 10.3%	0 0.0%	29 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	5 38.5%	6 46.2%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%
合計	26 19.3%	85 63.0%	15 11.1%	9 6.7%	0 0.0%	135 100.0%

表IV-1 (c) 「その他の防衛省等との研究協力」の実施の有無
（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 ある	2 ない	3 研究機 関への届 出や報告 を求めて いないた め、わか らない	4 その 他の理 由でわ からな い	無回答	合計
採択実績あり	6 60.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択実績なし	20 16.0%	84 67.2%	13 10.4%	8 6.4%	0 0.0%	125 100.0%
合計	26 19.3%	85 63.0%	15 11.1%	9 6.7%	0 0.0%	135 100.0%

上記（IV-1）で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

【IV-1で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問 実施された「研究協力」の内容について、お差し支えない範囲でお書きください。

〔省略〕

IV-2 貴研究機関では、「その他の防衛省等との研究協力」の実施に関して何らかの方針（ガイドライン）や審査手続を設けていますか。（単一回答）

表IV-2 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続の有無（基本集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審 査手続 等があ る	2 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中 である	3 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
国公立大学	21 24.7%	20 23.5%	34 40.0%	9 10.6%	1 1.2%	85 100.0%
私立大学	14 45.2%	5 16.1%	4 12.9%	5 16.1%	3 9.7%	31 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	3 23.1%	0 0.0%	7 53.8%	1 7.7%	2 15.4%	13 100.0%
合計	42 31.1%	25 18.5%	47 34.8%	15 11.1%	6 4.4%	135 100.0%

表IV-2 (b) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続の有無（研究大学独立集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審 査手続 等があ る	2 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中 である	3 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 40.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
それ以外の国公立大学	19 24.6%	15 19.4%	33 42.9%	9 11.7%	1 1.3%	77 100.0%
それ以外の私立大学	12 41.4%	5 17.2%	4 13.8%	5 17.2%	3 10.3%	29 100.0%
大学共同利用機関	4 66.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究開発法人等	3 23.1%	0 0.0%	7 53.8%	1 7.7%	2 15.4%	13 100.0%
合計	42 31.1%	25 18.5%	47 34.8%	15 11.1%	6 4.4%	135 100.0%

表IV-2(c) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続の有無（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 方針 (ガイド ライン) や審 査手続 等があ る	2 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 しないが、 検討中で ある	3 方針 (ガイド ライン) や 審査手続 等は存在 せず、検討 もしてい ない	4 その 他	無回答	合計
採択実績あり	8 80.0%	1 10.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
採択実績なし	34 27.2%	24 19.2%	47 37.6%	14 11.2%	6 4.8%	125 100.0%
合計	42 31.1%	25 18.5%	47 34.8%	15 11.1%	6 4.4%	135 100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

【IV-2で「1」を選ばれた機関におたずねします】

付問1 その方針（ガイドライン）や審査手続等の内容をお書きください。

〔省略〕

付問2 その方針（ガイドライン）や審査手続等は「声明」が出される前から設けていたものですか、それとも「声明」をきっかけに新たに設けたものですか。（単一回答）

表IV-2 付問2 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を設けた時期（基本集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
国公立大学	8 38.1%	1 4.7%	10 47.6%	0 0.0%	2 9.5%	21 100.0%
私立大学	10 71.4%	0 0.0%	3 21.4%	0 0.0%	1 7.1%	14 100.0%
大学共同利用機関	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
国立研究開発法人等	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
合計	22 52.4%	1 2.4%	16 38.1%	0 0.0%	3 7.1%	42 100.0%

表Ⅳ-2 付問 2 (b) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を設けた時期（研究大学独立集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
研究大学 (RU11)	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
それ以外の国公立大学	6 31.6%	1 5.3%	10 52.7%	0 0.0%	2 10.5	19 100.0%
それ以外の私立大学	8 66.6%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3	12 100.0%
大学共同利用機関	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
国立研究開発法人等	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
合計	22 52.4%	1 2.4%	16 38.1%	0 0.0%	3 7.1%	42 100.0%

表Ⅳ-2 付問 2 (c) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を設けた時期（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 「声明」が出される前から設けていた	2 「声明」が出される前から設けていたが、「声明」をきっかけに内容を改訂した	3 「声明」をきっかけに新たに設けた	4 その他	無回答	合計
採択実績あり	5 50.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	3 30.0%	10 100.0%
採択実績なし	17 53.1%	1 3.1%	14 43.8%	0 0.0%	0 0.0%	32 100.0%
合計	22 52.4%	1 2.4%	16 38.1%	0 0.0%	3 7.1%	42 100.0%

上記で「4」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

【IV-2で「2」を選ばれた機関におたずねします】

付問3 結論を得る時期について、具体的な見通しは立っていますか。(単一回答)

表IV-2 付問3 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の検討の結論を得る時期の見通し (基本集計)

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
国公立大学	6 30.0%	14 70.0%	0 0.0%	20 100.0%
私立大学	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	6 23.1%	20 76.9%	0 0.0%	26 100.0%

(注) IV-2で「2」を選択した回答数が「25」であるのに対して、付問3の回答数は「26」であった。

表IV-2 付問3 (b) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の検討の結論を得る時期の見通し (研究大学独立集計)

	1 具体的な見通しが立っている	2 具体的な見通しが立っていない	無回答	合計
研究大学 (RU11)	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
それ以外の国公立大学	3 20.0%	12 80.0%	0 0.0%	15 100.0%
それ以外の私立大学	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%
大学共同利用機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
国立研究開発法人等	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 100.0%
合計	6 23.1%	20 76.9%	0 0.0%	26 100.0%

表Ⅳ-2 付問3 (c) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する方針・審査手続の
 検討の結論を得る時期の見通し（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 具体的な 見通しが立っ ている	2 具体的な 見通しが立っ ていない	無回答	合計
採択実績あり	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
採択実績なし	6 24.0%	19 76.0%	0 0.0%	25 100.0%
合計	6 23.1%	20 76.9%	0 0.0%	26 100.0%

上記（Ⅳ-2 付問3）で「1」を選ばれた機関は、具体的な時期をお書きください。
 （西暦） _____年 ____月頃

○ 2 つ以上の機関が同じ年月を回答している場合は、*印の数で回答機関数を示す（無印はその年月を回答した機関が1つ、***は3つ）。

2018年3月頃 ***
 2018年4月頃
 2018年8月頃
 2018年10月頃

上記（Ⅳ-2 付問3）で「2」を選ばれた機関は、お差し支えない範囲で、具体的な時期の
 見通しが立っていない理由をお書きください。

〔省略〕

【IV-2で「3」を選ばれた機関におたずねします】

付問4 とくに検討していない理由は次のどれですか。(複数回答)

表IV-2 付問4 (a) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を検討していない理由 (基本集計)

	1 本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」が実施される可能性は殆どないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	2 「その他の防衛省等との研究協力」は研究活動として何の問題もないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
国公立大学(n=34)	23 67.6%	3 8.8%	8 23.5%
私立大学(n=5)	4 80.0%	0 0.0%	1 20.0%
大学共同利用機関(n=2)	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
国立研究開発法人等(n=8)	4 50.0%	1 12.5%	3 37.5%
合計(n=49) (注)	32 65.3%	4 8.2%	13 26.5%

(注) IV-2で「3」を選択した回答数が「47」であるのに対して、付問4の回答数は「49」。

IV-2で「3」を選択していない2機関が付問4に回答している。

表IV-2 付問4 (b) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を検討していない理由 (研究大学独立集計)

	1 本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」が実施される可能性は殆どないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	2 「その他の防衛省等との研究協力」は研究活動として何の問題もないため、方針(ガイドライン)や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
研究大学(RU11)(n=1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
それ以外の国公立大学(n=33)	23 69.7%	3 9.1%	7 21.2%
それ以外の私立大学(n=5)	4 80.0%	0 0.0%	1 20.0%
大学共同利用機関(n=2)	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%
国立研究開発法人等(n=8)	4 50.0%	1 12.5%	3 37.5%
合計(n=49)	32 65.3%	4 8.2%	13 26.5%

表Ⅳ-2 付問4(c) 「その他の防衛省等との研究協力」実施に関する
方針・審査手続を検討していない理由（「推進制度」採択実績の有無別集計）

	1 本研究機関では「その他の防衛省等との研究協力」が実施される可能性は殆どないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	2 「その他の防衛省等との研究協力」は研究活動として何の問題もないため、方針（ガイドライン）や審査手続等を検討する必要はない	3 その他の理由で検討していない
採択実績あり (n=0)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
採択実績なし (n=49)	32 65.3%	4 8.2%	13 26.5%
合計 (n=49)	32 65.3%	4 8.2%	13 26.5%

上記で「3」を選ばれた機関は、具体的にお書きください。

〔省略〕

V 「声明」「軍事的安全保障研究」「軍事と学術との関わり方」等についてご意見やお考えがあれば自由にお書きください。

○・軍事目的の研究をしないことを掲げた従来の方針を継承した「声明」は尊重する。
・基礎・実用研究が、軍民両用可能性が想定されるという理由だけで禁止されることがあってはならないが、アカデミアだけでなく、広い国民的議論が必要である。
・個別の大学毎に方針（ガイドライン）や審査手続等を制定すると、大学間に軋みが生じることにならないか懸念される。

○「声明」では、軍事的安全保障研究の適切性の判断を、各大学に求めているが、最終的な判断は各大学に委ねられるとしても、日本学術会議としての具体的な判断基準を示していただきたい。

○本学における研究の意義は、本学教員の自由意志による基礎的・基盤的・長期的な観点に基づく、「真理の探究・知識の体系化」、「産業への貢献・次世代の産業の芽の創出」、「人類社会の持続的発展のための諸課題の解決」を目指した多様で独創的な成果の創出を通じて「真理の探究と革新的科学技術の創出によって地球上全ての構成員の福祉の増進に資する」という目標を達成することにある。一方、教員の自由意志により実施される研究は、つねに自己責任において実施されなければならない。

これらを実現するうえで、学術会議の声明（3月24日）は基本的にはこれを尊重すべきと考えている。そこに示されているように、大学は組織として制度を持つべきであるとともに、研究者個人も倫理的責任を認識して研究に取り組むべきであろう。

この考えに沿って、本学が10年前から持っていた要領などは社会情勢の変化や学術会議の「声明」なども考慮に入れた形で、改めて制度の設計を進めている。なお、本学は□年度に「安全保障技術研究推進制度」に1件採択されており、これを実施した経験も活かし、より良い制度設計を目指している。

○大学の研究成果については、いかなる場合においても軍事利用すべきではない。

○基礎研究のための予算は、防衛関係予算ではなく科学技術関係予算として文部科学省等に措置すべきである。

○・本学は教員養成大学であり、軍事利用に直結する研究は殆どないと思われる。
・デュアルユース技術などの観点から、何をもち「軍事利用に直結する研究」とするか規定することは容易ではなく、従ってその例に対応する体制整備も難しいと思う。

○「軍事目的のために科学研究を行わない」ことは、原爆被爆を体験した〔大学名〕の研究者として、最低限、維持すべき矜持であると考えます。こうした観点に立ち、本学では、研究者行動規範のなかで、研究成果が研究者自身の意図に反して破壊的行為に悪用される可能性があることを認識するよう指摘し、研究の実施や成果の公表にあたって社会に許容される適切な手段と方法を選択するよう定めた。同時に、共同研究規程では、以前から、軍事目的の研究は受け入れ対象としないことを規定している。多くの科学技術はデュアルユースの可能性を持っており、個々の科学者が、自らの研究成果の利用について高い意識をもって研究を進めることが重要だと考えている。

○本学では、研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚

し適切に行動することとしており、戦争に協力することはない。しかし研究には、平和目的にも軍事目的にも利用され得る両義性が本質的に存在する。そのため、予算の配分機関や共同研究先、基礎研究か否かといった観点での、研究の入り口における制限では、研究成果の軍事利用の抑止にならない。またそれは、研究は本来自由なものであるという原則にも反する。よって、入り口の制限ではなく、成果の公開を前提とした、学術・研究者コミュニティにおける、研究成果の軍事利用防止に向けた継続的議論こそが最も重要であると考えている。

○入口での慎重な審査は必要であるが、資金が防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」であっても、その研究の目的や成果が社会や平和への貢献であるならば、問題はないと考えています。

○日本学術会議の声明には現実と乖離している点があると感じる。

第一に、声明のタイトルとなっている軍事的安全保障研究の定義が不明確である。声明では「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究」とあるが曖昧ではっきりしない。具体的にどのような研究を指すのか。どのような要件が揃えば軍事的安全保障研究となるのかを示してほしい。研究の自由を制限する以上、少なくともやってはいけない行為を明確に定めておく必要があるだろう。

第二に、声明で言及し危惧している「安全保障技術研究推進制度」への見解についても、事実誤認といえる箇所がある。「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ」とあるが、公募要領にはどこにもそのような文言はなく「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するものです」と記載されているのみである。日本の科学技術の底上げを狙ったものだを読み取ることができる。

また「外部の専門家ではなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」という箇所も他の競争的資金においても配分機関が進捗管理を行うのはむしろ当然のことで、進展していない場合は、次年度の配分が打ち切られることは珍しくない。

そもそも公募要領には「本制度の運営においては、・受託者による研究成果の公表を制限することはありません。・特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。・研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。・プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。」と朱書きで明確に示されている。事実には則って語るべきであろう。

これらのことに加え、声明は、総会ではなく執行部による幹事会で採択された。正式な手続きとはいえ、様々な意見があるものを総会を経ずに決議した経緯については、丁寧な説明が必要であった。

最先端の研究はデュアルユースである。技術に境界線はなく、軍事研究を定義づけることは実質不可能ではないだろうか。それゆえに、研究成果が社会に与える影響についての教育が重要だと考える。

なお「科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実」という点については、例えば、JSPSの科研費による研究成果ならば軍事利用されないという保障はないが、多くの国民の理解が得られやすいという点で賛同する。

○科学技術における 第5期基本計画のバックグラウンドとして、日本の研究力の危機的な状況が謳われている。本学は同計画に準じ、人材育成、学術・基礎研究等の強化、国際競争力向上等に向けた施策を講じているが、これらを支援する公的、私的機関からの長期

的・安定的な資金のサポートが必須と考えている。

○声明において、大学に対し審査制度を設ける旨の提言があったが、日本学術会議においても一定の考え方を示していただきたい。

○『防衛・軍事機関からの研究資金の受け入れは行わない。』という方針を定めた。

○・研究の推進に当たっては、「声明」のいうところの「国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う」とあり、本学の建学の精神・理念に合致するものである。一方、生命倫理に反する行為は、本学としても当然認めていないものであるが、その兼ね合いについて、明確に線引きできない場合がある。例えば、研究テーマや企業との研究契約などによっては、将来的あるいは間接的に軍事的研究に当たるリスクも想定され、本学教職員として容認できる研究か否かを明確に判断することは困難。

・このため、本学としての対応を明確にするに当たっては、慎重に検討の上、来年度中にその方向性を決定していく。

○国の軍事的安全保障研究の軍事研究の範囲や定義が曖昧で不明確であるため、本学では軍事に関係する事象については一切禁止の対応を取った。本学の建学の理念に則り、人の命を助ける自然科学系の大学であるため、いかなる理由があろうとも軍事に関する研究については禁止することを決定した。

○審査制度や審査手続きについての標準モデルを示していただくことを、日本学術会議に期待します。個別の大学が、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査すること、また、その体制を設けることは、困難であると思慮します。

○学問の自由と独立、成果の公開を大学は守っていかなければならない。それが大学の存在理由だからである。

○社会的要請も踏まえて慎重に検討する必要があると考えている。

○弊所では、IT全体に関わる様々な分野で研究開発を実施しているが、その中には外部の〔眼?〕から見ると軍事研究と受け取られるような研究も見られる。例えば、情報セキュリティ（「サイバーアタック」という言葉に象徴的）やAIに関する研究がこの例である。軍事的安全保障研究についての検討では、情報学研究のこのような特性を踏まえた上で進めるようお願いしたい。

さらに、弊所は〔法人類型〕に属する研究機関として、〔ネットワーク名〕なる超高速学術ネットワークを始め多様なサービスを様々な大学に支援することが求められる。例えば〔ネットワーク名〕は非常に多くの大学・研究機関から利用されている。軍事研究に肯定的な大学、あるいは否定的な大学を区別して支援することは難しいことに留意のうえ、検討していただきたい。〔回答に文字化けがあったが前後の脈絡から明確な限りで復元した。〕

○なお、本研究機関では□□年度に〔地名〕飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会構成委員（防衛省〔地方防衛局名〕）に参加している実績がある。

○防衛装備庁「安全保障技術研究制度」は、公開が原則であり、研究の成果（知的財産）

は大学で所有でき、軍事向けではない基礎研究を公的資金で支援していただき、大学としてはたいへんありがたい研究支援制度である。しかしながら、防衛省から提供される研究資金であることから、社会的に受け入れられづらい状況である。大学など研究機関への基礎研究の支援は研究の振興のためにたいへん重要であり、防衛省などを経由しない制度、予算の仕組みを日本学術会議からも強く働きかけていただきたい。

○本学は、〔規則名〕（○年○月○日制定）の中で、「環境保全・平和利用」を掲げて、軍事利用・人権抑圧等平和に反する内容を目的とする研究・社会連携活動は一切行わないこととしている。本学が目指しているのは、高度で先進的な研究成果をもとに、学外研究機関との交流をはじめ、民間企業、国、地方自治体や地域社会と連携して、平和で豊かな社会を創造することである。このことは、昨年1月及び本年1月に全国紙朝刊の全面広告でも「人権と平和を探求する〔大学名〕」として明確に宣言している。

○1. 軍事研究への対応について

（1）軍事研究に対する本学の姿勢について

〔大学名〕では、「平和と民主主義」の教学理念、「自主・民主・公正・公開、非暴力の原則」を謳った憲章を理念としており、それらに基づいた研究教育を行っています。また、研究に関わる本学の自己規律として定められた「指針」および「基準」においては、軍事開発に関わる研究教育を認めていません。

「指針」においては、「研究者は、学外機関との研究交流にあたり、〔大学名〕学外交流倫理基準に則り、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則にもとづき行動する」と定められています。また、基準第6条において、「平和利用の原則」に関しては、次の基準とするとされています。(1)軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと、(2)交流による研究成果が、明白に本条(1)に定める目的で利用されるものではないこと。

（2）防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への対応について

〔大学名〕では、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に対して、学外交流倫理基準における自主・民主・公開・平和利用の基準に照らして以下の判断をしています。

第一に、研究資金の出所の問題です。本学では防衛省など軍事機関からの研究資金受入は認めていません。そのことは、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」にも適用されます。

第二に、研究目的の問題です。「安全保障技術研究推進制度」における今次の公募は基礎研究に限定されています。しかし、同制度は応用研究段階での軍事利用につなげることを目的とした基礎研究であり、軍事開発研究の一環とみなすことができることから、本学の平和利用の原則に反すると判断されます。

第三に、自主・民主・公開の原則に関わる問題です。特に、軍事開発に関わる研究は秘密保持が要求される可能性が高く、研究の公開性の原則に反するおそれがあります。

以上の点に照らし、〔大学名〕〔略〕として、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」を認めないことを研究倫理委員会（2017年3月○日〔「声明」の前の時期〕実施）に報告し、確認されています。また、マスコミ等からのアンケートにおいても防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めないことを回答してします。

2. 軍事開発と研究倫理に関する本学の指針等の周知について

〔大学名〕では、学内研究者に対して、〔略〕のウェブページや研究倫理ハンドブックなどを通じて、研究倫理指針、学外交流倫理基準等の周知・徹底を図るとともに、学習・懇談会を開催し、軍事研究に関わる倫理問題と本学の姿勢についての理解を深めることとしています。

また、各学部・研究科等に対しては、学部長懇談会等での学習・情報共有、全学の研究

委員会での研究倫理指針、学外交流倫理基準等の周知・徹底を図っています。

○当研究所で軍事に関わる研究が行われる可能性は近い将来にわたってほぼゼロと考えられるため、具体的な方針や審査手続きはまだ策定していないが、研究機関としてこの問題についての基本方針を議論しコンセンサスを形成しておくことは重要と認識している。

○教授会にて可決された、以下の「〔機関名〕における軍事研究の禁止の方針」

〔機関名〕は、軍事利用を直接の目的とした研究を行わず、協力もしない。

〔機関名〕は、安全保障技術研究推進制度もしくはそれに類する制度への応募は行わない。

について、出席者からの主な意見及び質問は次のとおりであった。

・科学者・研究者の個々人の倫理で判断すべき事項で組織の決定で強制されるべきものではないのではないか。

・〔機関名〕の理念から導かれる(あるいは理念・倫理規定として制定すべき)事項ではないか。

・1 文目だけで十分で、2 文目でさらに安全保証技術研究推進制度にまで言及する必要はあるのか。

○学内では、学術研究の健全な発展が叶うように、真摯に取り組んでいくことが確認されています。

